

独立行政法人大学評価・学位授与機構職員再任用規則

平成16年4月1日

規則第53号

最終改正 平成25年3月18日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、再任用された職員（以下「再任用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(再任用の申出)

第2条 就業規則第21条に定める定年により当該年度の末日限り退職すること（以下「定年退職」という。）となる職員は、定年退職後再任用職員として勤務することを希望するときは、定年退職日の6か月前までに機構長に申し出るものとする。

2 機構長は、再任用に際しては、前項に定める再任用の申出のあった職員で就業規則第23条及び第24条の規定のいずれにも該当しない者を採用するものとする。

(再任用の任期)

第3条 再任用の任期については、1年を超えない範囲内の期間とする。

(任期の更新)

第4条 機構長は、再任用職員が、就業規則第23条及び第24条の規定のいずれにも該当しない場合には、前条の任期又はこの項の規定により更新された任期を、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 機構長は、前項の規定により、任期を更新する場合には、任期満了日の3か月前までに、当該再任用職員の意向の確認を行い、あらかじめ再任用職員の同意を得るものとする。

(再任用の上限年齢)

第5条 再任用職員の雇用期間（更新された期間を含む。）の上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(休暇)

第6条 定年退職に引き続き再任用職員となった者の年次休暇は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号）第17条の規定にかかわらず、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第4条により任期が更新された場合の年次休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(退職手当)

第7条 再任用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第8条 機構長は、再任用職員の定年退職の日以前の職員としての在職期間中の行為が就業規則第44条に規定する懲戒の事由に該当した場合には、これに対して懲戒に処することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日から平成37年3月31日までの間、第2条の規定により再任用の申出のあった職員のうち、次の各号に掲げる期間に当該各号に掲げる年齢となるものについては、第2条第2項の規定にかかわらず、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第78号)附則第3項の規定に基づき、労使協定書で定めた選定基準等により採用するものとする。

一 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 61歳以上

二 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで 62歳以上

三 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで 63歳以上

四 平成34年4月1日から平成37年3月31日まで 64歳以上

3 平成25年4月1日から平成37年3月31日までの間、前項の各号に掲げる期間に当該各号に掲げる年齢となる再任用職員の第4条の規定に掲げる任期の更新については、第4条の規定にかかわらず、期間満了日の3か月前までに、当該再任用職員の意向の確認を行ったうえで、労使協定書で定めた選定基準等により更新の可否を判断するものとし、機構長は、前段の規定による判断の結果、任期の更新をしないときには、期間満了日の2か月前までに、当該再任用職員に対し更新を行わない旨通知するものとする。この場合において、当該再任用職員から更新を行わない理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。